

申請にあたっての留意事項

1 補助対象の事業期間 令和7（2025）年4月1日～令和8（2026）年3月31日

2 提出書類

提出書類	備考
様式1 事業承認申請書	
様式1別紙1の1 事業計画書	
様式1別紙1の2 事業計画書（資金貸与事業関係）	資金貸与事業を申請する場合のみ提出
管轄保健所の意見書	交付要綱第5（2）③関係
歳入歳出予算（見込）書抄本	
添付書類（その他参考となる資料）	逸失利益を申請する場合は、計算資料を添付

※提出様式揭示先

【島根県HP】 トップ ＞ 目的で探す ＞ 医療・福祉 ＞ 健康・医療 ＞ 医療 ＞ 島根の医療
＞医療介護総合確保促進法に基づく島根県計画 「計画に基づく補助事業」

http://www.pref.shimane.lg.jp/medical/kenko/iryo/shimaneno_iryo/iryoukaigo-kenkeikaku.html

3 提出方法等

- ・事業計画書を事前に管轄保健所へ協議し、意見書を付して下記期限までに提出してください。
- ・様式1（事業承認申請書）に記載する日付は、「申請書を提出する日」としてください。

4 提出期限及び提出先

（1）提出期限 令和7年7月31日（木）

（2）提出先 〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県健康福祉部医療政策課医師確保対策室 岡崎・渡部あて

5 その他留意事項

- ・管轄保健所の意見書は、圏域の保健医療対策会議等で合意を得る必要があるため、事前に保健所へ会議日程等を確認願います。
- ・8月中旬以降、事業承認を行います。
- ・事業承認を行った事業について、交付申請を受け付け、交付決定します。